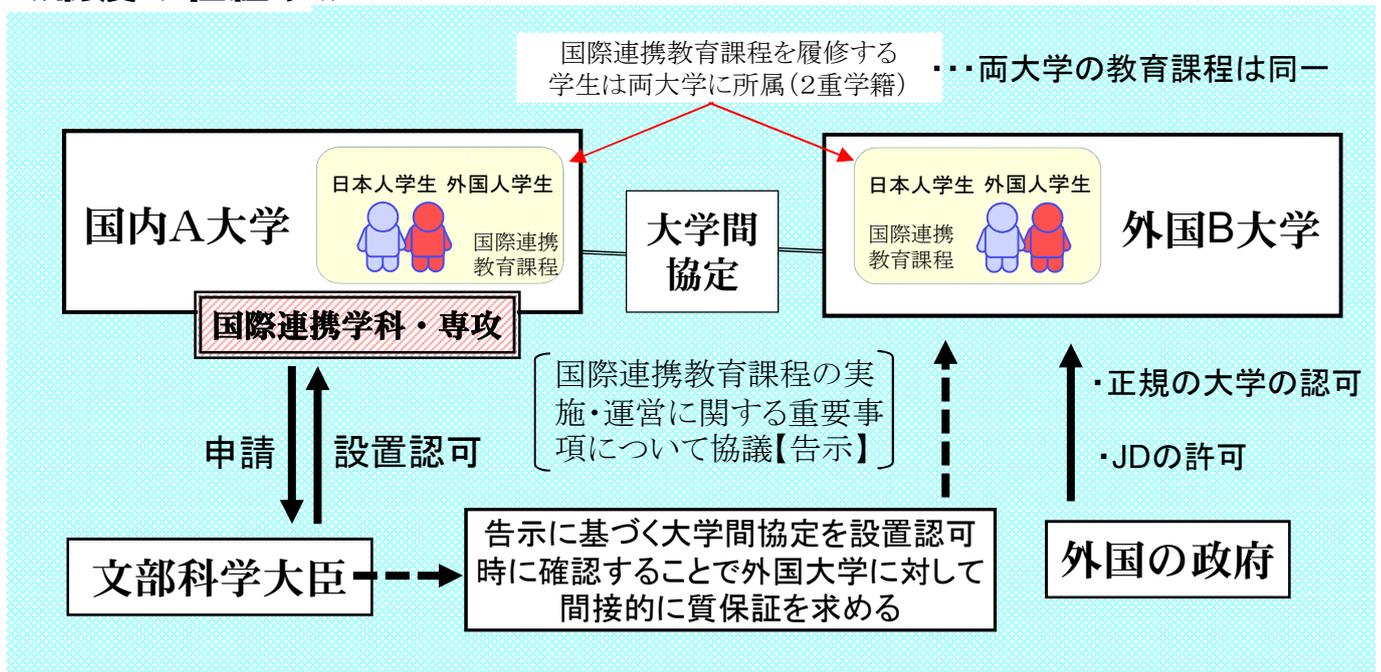


《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、形式上は両大学が連名で学位記を出せるとするが、外国大学に対して我が国の学位授与権は与えず、我が国単独の大学の学位に外国大学名を付すことができるものと整理する。
- 外国の大学と連携して教育課程(国際連携教育課程)を編成する学科・専攻(国際連携学科・専攻)を設置し、「異なる分野の学位」として設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分、外国大学で原則として4分の1を修得することとする。(ただし、共同して授業科目を開設する「共同実施科目」を設けた場合、国内・外国いずれかの単位としてもみなし、機動的な運営を可能に)

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とするが、独立した学科・専攻としての専任教員数、校地・校舎基準は求めないこととする。(母体となる研究科・専攻と合わせて必要な教育資源が整っていればよいとする。)
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会大学分科会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。